

下水道に接続できる区域

1 公共下水道

瀬戸処理区(大瀬戸町)	瀬戸板浦郷・檜浦郷・福島郷・西濱郷・東濱郷の一部
大串処理区(西彼町)	八木原郷・大串郷・平山郷・鳥加郷の一部

2 農業集落排水処理施設

平原地区(西彼町)	平原郷の区域(一部区域を除く)
皆割石地区(西彼町)	八木原郷皆割石地区の全域
小迎地区(西彼町)	小迎郷の区域(一部区域を除く)
亀浦、風早地区(西彼町)	亀浦郷、風早郷、白似田郷元越地区の区域(一部区域を除く)
川内、水浦地区(西海町)	太田原郷、川内郷、丹納郷、水浦郷の区域(一部区域を除く)
太田和地区(西海町)	太田和郷、中浦北郷の区域(一部区域を除く)
横瀬地区(西海町)	横瀬郷、面高郷の区域(一部区域を除く)
柳地区(大瀬戸町)	多以良外郷の区域(一部区域を除く)
多以良地区(大瀬戸町)	多以良内郷の区域(一部区域を除く)
雪浦地区(大瀬戸町)	雪浦上郷・下郷・下釜郷、瀬戸東濱郷の区域(一部区域を除く)

3 漁業集落排水処理施設

江島(崎戸町)	江島の全域
黒瀬(大島町)	黒瀬地区の全域
大島、塩田(大島町)	大島、塩田地区の全域

4 地域し尿処理施設(大島町)

馬込	馬込西、中央地区の全域・馬込東地区の区域(一部区域を除く)
内浦	内浦地区の区域(一部区域を除く)
真砂	真砂地区の区域(一部区域を除く)
楠地	馬込東地区の区域(一部区域を除く)
塔の尾、太田尾	塔の尾、太田尾地区の区域(一部区域を除く)
間瀬	間瀬、百合ヶ丘地区の全域・真砂、徳万地区の区域(一部区域を除く)

下水道が整備されると、下水道を使用できる区域と、使用することができる日(供用開始日)が告示されます。この供用開始の告示がなされると下水道法や下水道条例により、3年以内に本管へ接続しなければなりません。

下水道への接続工事を希望される方は、西海市排水設備指定工事店へご相談ください。